

# 調所家資料に見る「虎卷大法」について

新福 大健

はじめに

当館では平成二十二年に企画特別展「甦る島津の遺宝」かごしまの美とこころ」を開催し、その際、担当した栗林文夫主任学芸専門員が、玉里島津家資料に伝来する「虎卷大法」の資料について紹介した<sup>1)</sup>。

筆者は、平成二十三年度に企画展「調所広郷とその時代」を担当した。その際、当館所蔵の調所家資料を調べる中で、和歌を記した資料の存在に気付いた。本稿では、玉里島津家資料の虎卷大法と比較しつつ、調所家資料に残る「虎卷大法」について、紹介したい。

## 一 調所広郷について

調所広郷は、江戸時代後期に薩摩藩家老となった人物である。彼は、鹿児島城下の下級武士だった川崎家に生まれたが、藩の茶道方である調所家へ養子に入って笑悦を名乗り、茶道の面で九代藩主・島津斉宣、前藩主・島津重豪に仕えた。当初は茶道方という、政治向きとは直接の関係を持たない世界に生きた調所であったが、文化十(一八一三)年に藩主の身の回りで働く小納戸に、二年後には御小納戸頭取、御用御取次見習として藩の表方で働くようになった。その中で調所の転機となったの

は、文政五(一八三三)年に町奉行に就任したことであると考えられる。名越時敏が財政改革主任であった調所について「大工のことは大工の上手に、商売のことは町人へ委く聞<sup>2)</sup>」と評したように、実際に現場で働く人々に尋ねることによって社会の実情を把握し、有効な対策を取る調所の手法は、このときの経験が活かされたものと考えられる。

薩摩藩の負債が増大し、藩財政が危機的状况に陥った際、調所が隠居の重豪から財政改革主任に抜擢され、藩財政を再建したことは著名である<sup>3)</sup>。そして調所の改革は財政再建にとどまらず、給地高改正などの軍事面の改革、上見部下りの廃止などの農政改革、琉球を介したフランスとの貿易計画など政治・外交面にも及んだ。

調所は、嘉永元(一八四八)年十二月に江戸藩邸で急死するが、これは自殺であったとされ、当時藩の世嗣であった島津斉彬によって琉球警備等に関する情報が幕府にもたらされたことが背景にあると考えられている<sup>4)</sup>。

## 二 玉里島津家資料の「虎卷大法」について

玉里島津家は、十二代藩主・島津斉彬の異母弟である島津久光が、明治四(一八七二)年に天皇の特旨を以て別家した<sup>5)</sup>ことで成立した。明治

十（一八七七）年の西南戦争で久光の屋敷や、十代藩主・島津斉興が建てた玉里邸は焼失したが、いずこかの場所で斉興の資料は保管されていたものとみられ、玉里島津家資料（黎明館蔵）の中に、斉興が密教の修法で用いた道具類もあり、その中の一つが「虎卷大法」に関する資料に当たると。

「虎卷大法」について、玉里島津家資料の「大窪知紀虎卷大法書付」を基に、栗林はその要点として以下の七点を挙げている。<sup>6</sup>

- ①瓊々杵尊（にぎのみこと）より出て代々の天皇が相続した。清和天皇までは即位の日（にぎのみこと）に三種の神器とともに伝授されてきた。
- ②天皇↓源氏↓島津家へと相伝されてきた。
- ③光久の代に幕府よりこの秘法について尋問があったが、現在は行われていない旨返答した。
- ④その後、密かに直看経と改称した。
- ⑤斉興の代まで二十七代、六百有余年断絶もなく伝来してきた。
- ⑥虎卷大法は上古、「日本開闢大法」と言った。天皇が即位する日、必ずこの法を伝えたので、「天王位官ノ法」とも称した。
- ⑦親子兄弟であっても免許を受けていない者へは、少しも虎卷大法のことを漏らしてはならない。

このように、虎卷大法は、天皇から源氏を経て、島津家に伝来し継承されてきたとされる呪法である。

調所の後半生の主君であった藩主・斉興は、密教の修法を習得しようとしていたことが、調所の腹心であった海老原清熙による「斉興公御履歴概略」（東京大学史料編纂所蔵）に記されている。

## 【史料一】

（前略）兼テ鬼神ヲ崇敬セラレタルヲ以テ藩内ノ新田宮指宿新宮東霧島社国分大汝社造営其他修繕等数フルニ違アラス皆鎮護国家ノ祈念シ且佛力ヲ祈ラルニハ正官ノ僧ニナラサレハ大法秘法ヲ修スルコト能ハサル（中略）直任僧正ノ願ヲ清熙ヲシテ嵯峨御所へ上申シ（以下略）海老原によると、斉興は神々を信仰する心が篤く、藩内の神社の造営や修繕を熱心に行った。これは鎮護国家のために行ったことで、仏の力で祈るには正式な僧とならなくては大法秘法を行うことができないと考え、真言密教の道場であった京都嵯峨の大覚寺に申請したというのである。斉興の内面には、密教の修法により鎮護国家を行う、古代・中世的な世界が存在していたことになる。

この玉里島津家資料の「起請文前書」とされる史料には、虎卷大法を伝授した人物と、伝授された人物が記されている。この中に、文化十四（一八一七）年に調所が伝授されたとの記録が残されている。

## 【史料二】

（前略）

文化十四年丁丑十二月二十八日

初一ケ傳迄

二階堂八太夫

文政二年己卯十二月 日病氣ニ付難相勤

行佐（花押）

御切紙御取揚ケニテ火中被仰付修行方

被差免候

文化十四年丁丑十二月二十八日

初一ケ傳迄

調所笑左衛門

恒篤（花押）

文化十四年丁丑十二月二十八日

初一ヶ傳迄  
橋口今彦

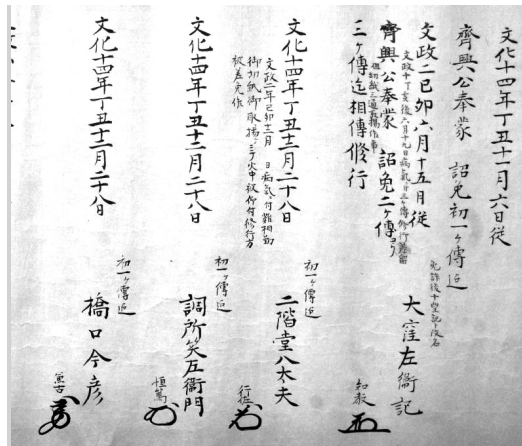
兼古(花押)

(以下略)

このように、調所が伝授を受けた文化十四年十二月二十八日は、三人が伝授を受けている。

この翌年、文化十五(一一八一)年一月に調所は使番に任命されている。芳は『調所広郷』で調所が使番とされたことを、調所は君側に長くあり寵愛を受けたことで門閥家から妬まれたため、重豪が斉興に調所を君側から離して衆人の注目を避けさせようとして配慮したとみられるとしている。<sup>(6)</sup>

調所への虎巻大法の伝授が使番への転役の直前であることから、斉興の調所へ対する配慮の一つだった可能性がある<sup>(7)</sup>と筆者は考えるものである<sup>(8)</sup>。



【写真一】起請文前書

### 三 調所家資料の「虎巻大法」について

調所家資料には、調所自筆による虎巻に関すると思われる資料が、三点確認でき、これを便宜上A～Cと呼ぶこととする。資料情報としては、以下の通りである。

【表一】調所家資料の虎巻関係資料

資料名	形態	法量(縦×横。単位はcm)
A 次渡覚	折紙	二八×四〇
B 次渡覚	巻紙	一六×五六・五
C 大法上古より御尊歌抜粹	巻紙	一九×三三・一

これを見て分かるように、Aが資料としては最も短い資料で、Cが最も長い資料である。

#### (一) 調所家資料に見る虎巻大法の継承

Aの釈文は、以下の通りである。

#### 【史料三】

散焚焼消滅大呪也故修

右初傳之呪、昼夜能琢志目下、明王致圍遶為其来節、源氏之武道根本身堅作法所致直傳也

京書をとし候二付具二書

從清和天皇經基公江御次渡之砌ハ、天性血筋身堅大法大真言と給、續從經基公滿仲公江御次渡砌、源氏血筋身堅大法大真言給、續光久公より号直看經大真言給口伝在

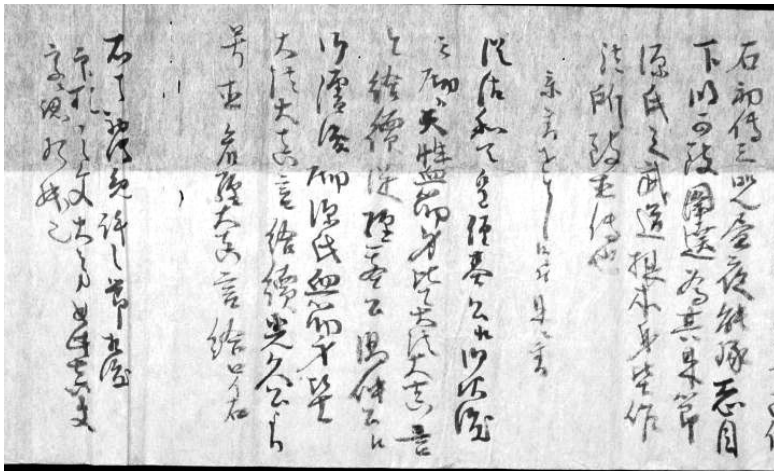
右者、初傳免許之節、相渡印札之文、大方如此真文字ニ認相殘也

史料の冒頭部分は、焼却処分を指示する内容とみられる。この初伝の呪法は、昼夜欠かさず五大明王を祀る修行を行い、この呪法を源氏の武道根本身堅作法として直伝している、としている。詳しくは、清和天皇

から経基公<sup>9</sup>に伝来した際は、天性血筋身堅大法大真言と呼び、次いで経基公から源満仲へ伝来した際に、源氏血筋身堅大法大真言と呼び、島津光久からは直看経大真言として口伝にある、としている。

史料の末尾に、初伝免許の節に印札を渡すことが記されていることから、初伝の修了者には何らかの印を押した文書が与えられていたことが分かる。玉里島津家資料の御仏間道具には、梵字の印や愛染明王、南無阿弥陀仏と念仏を彫った版木がある。これは、斉興が虎巻大法を伝授した家臣に、斉興自身が発行して与える際の道具であった可能性がある。

【写真二】次渡覚（表一のAの資料）



史料三にある内容は、栗林が前掲論文で指摘した内容とほぼ重なっている。このことから、筆者は、島津家で虎巻大法が伝授されていたことは、調所家資料で裏付けられたと考えるものである。

Bの釈文は、以下の通りである。

【史料四】

（端裏書）大法上古ヨリ次渡覚

従地神五代尊地神五六代清和天皇迄、不残御次渡、至陽成院御時、病身故六孫王経基公へ給、源氏之性二而大將軍と成玉テ御名代之為メ御次渡、夫従源満仲、夫従源頼光、夫従源頼信、夫従源頼義、夫従源義家、夫従源為義、夫従源義朝、夫従源頼朝公、夫従先祖忠久公、夫従代々不残傳來而、此比二至り重年公、御尊父齊宣公、此御二方計御傳授者無之候、京にハ此比二而傳授い多し候

但

重年公之御傳授無之候者、□之所不詳御傳授有也事も、きこへ□候

□も書留二不見も如本文書置候

如本文

齊宣公一切其傳授無候事之子細者詳有□候、書留無之候へとも御傳授者無之事ハ詳也

史料の前半は、史料三と同様、虎巻大法の伝来に関する記述である。地神や五代尊から五十六代・清和天皇まで残らず伝承され、陽成天皇の時に病気のため清和天皇の第六皇子の子に当たる経基公へ伝えられて源姓の大將軍となり、天皇の名代として継承した。その後、源満仲から代々源氏に伝承し、源頼朝から島津家の祖である島津忠久公に伝えられ、代々島津氏によって残さず伝承してきた。最近になって七代藩主・島津

重年公と、(十代藩主・島津斉興の)父である九代藩主・島津斉宣公の二人だけは伝授がなかった。重年に伝授がないことは本文の通り書き留めた、とある。また、斉宣についても一切伝授がなされなかった理由について、書留はないが伝授が行われなかったことは間違いない、としている。重年に伝授がないとする箇所「如本文書置候」との記述から、伝授を行う時に何らかの文書を与えた、或いは見せたことが伺われる。

冒頭の「地神五代尊」とは、『大漢和辞典』(大修館書店、一九七六年)によると、皇統の始祖とされる五柱の神の時代。即ち天照大神、天忍穗耳命、天津彦彦火瓊瓊杵尊、彦火火出見尊、鸕鷀草葺不合尊の五柱の神の時代、とある。また、続く「地神」とは、『大漢和辞典』によると、①地神五代と同じ、②大地の神、の意味がある。また「五代尊」には五代明王(不動、降三世、軍荼利、大威徳、金剛夜叉)の意味もあり、天皇や国家のために息災、増益、調伏などを祈る神である。地神、五代尊ともに、密教と関連の深い言葉である。

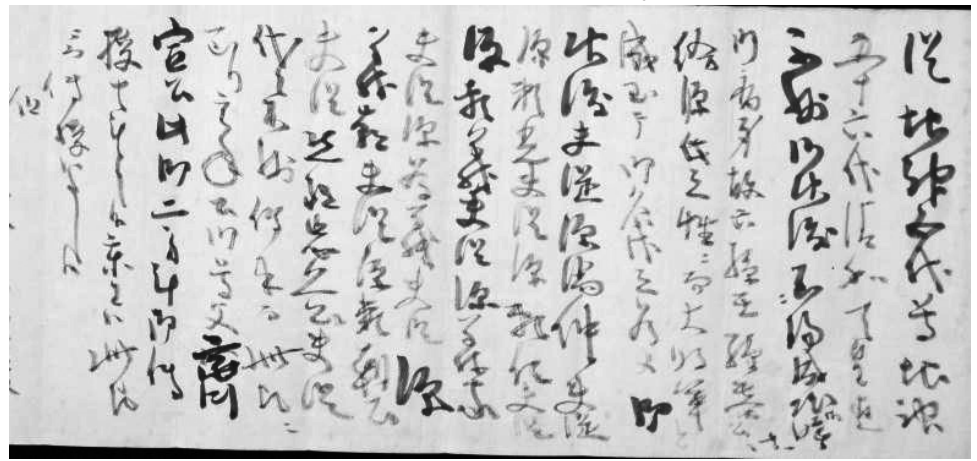
史料の末尾で、重年と斉宣の伝授については、なされなかったことを強調する理由は何があるのだろうか。資料がないため、あくまでも仮説であるが、以下の考えも成り立つものと考ええる。

重年は、兄である六代藩主・島津宗信が若くして亡くなり藩主になったが、重年自身も藩主就任後、寛延二(一七四九)年、宝暦五(一七五五)年の在任わずか六年で没した。先代の宗信は延享三(一七四六)年、寛延二年の在任三年で没し、重年は加治木島津家の当主であったため、嫡流に伝来される虎卷大法は、宗信から重年への伝授がなされなかった可能性がある。なお、島津重年の嫡男である八代藩主・島津重豪の場合は、虎卷大法を伝授されていた家臣・大窪弁登から

伝授を受けている。

これに対し斉宣の場合は、その在任は天明七(一七八七)年、文化六(一八〇九)年の二十二年間であり、重年のように短期間ではない。また、重豪の嫡男であることから、虎卷大法を伝授される資格は充分有している。現に「起請文前書」では、斉宣が寛政三(一七九二)年に、米良藤右衛門則之に初伝から三ヶ伝まで伝授した記録がある。このことから考えると、斉宣は伝授を受けていたことになる。

斉宣は、藩政改革を試み、文化朋党事件(近思録崩れ)で父・重豪によつて藩主を強制的に隠居させられたことで知られる。強制隠居させられた不名誉な藩主・斉宣から嫡男・斉興に虎卷大法が伝授されたとする、問題が生じることを懸念し、あえて斉宣には伝授がなかったことを強調したとみることも可能である。



【写真三】次渡寛(表一のBの資料)

(二) 調所家資料に見る教訓歌

Cは、A、Bと比べると長文の史料である。その大半は、虎巻大法の精神を伝える教訓歌六十六首である。その冒頭部分の釈文は、以下の通りである。

【史料五】

御筆之写

虎の巻ノ大法ニ添置玉フ、上古神代ヨリ御次渡遊シ玉フ御尊哥拔萃

光久公綱久公江御次渡之尊哥少計写知ス

口伝

盤石ニ生た明王相傳多我三国を鎮護致せよ

盤石ニ生た明王不傳ハ三国とても治めかたきそ

先祖の知御教訓

大法を長子相傳せぬ内は父子か身躰大切としれ

又反知

日本に断絶ならん作法つき天職致す重き身をしれ

寿命長遠上根上智成事知ス

長命を成する葉ハ外ニなしばんうん二ツ封しかこへよ

大法免臣下前後シルス

とらのまき大法免す其臣下教訓御哥の修行させへし

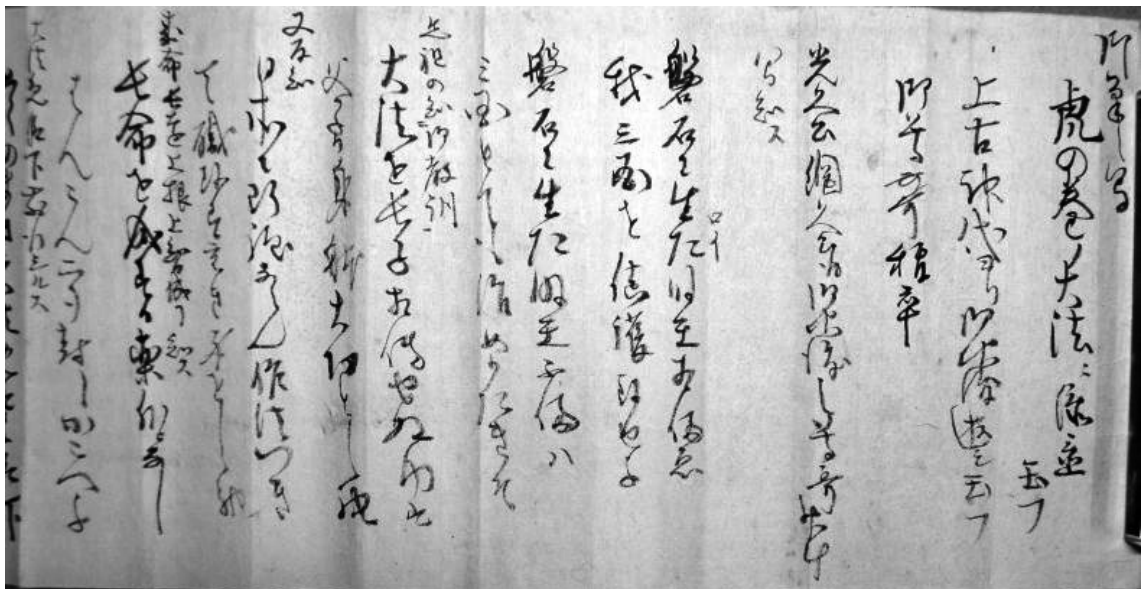
同断

道ならぬ官位宝祿□む人此大法は免しならぬぞ

同断

かしこくも邪欲色欲強きもの此の大法ハ免しならぬぞ

(以下略)



【写真四】 大法上古より御尊歌拔粹（表一のCの資料）

冒頭の部分には、「御筆之写」とあることから、伝授した斉興が記したものを拝見して書写したことが分かる。これに続いて虎卷大法に添えられてきた上古神代から伝承されてきた歌を抜粹であるとして、二代藩主・島津光久からその嫡男であった島津綱久への歌を記している。

それぞれの歌の前には、口伝の歌、先祖の御教訓歌、寿命長遠上根上智を実現する歌、虎卷大法を臣下に免許した前後に記した歌など、どのような歌であるかの位置づけが記されている。

最初に記された口伝の歌は、明王の力を伝承することによって薩隅日三国を鎮護国家していくことを説いている。次の先祖の教訓歌では、虎卷大法を相伝していくことの重要性を示し、また虎卷大法を臣下に免許した前後の教訓歌では、不正による官位や俸禄を願う者や、邪欲・色欲が強い者には、虎卷大法の伝授は認められないことなどが記されている。つまり、虎卷を伝授される者は、行いの正しさが重要視されると指摘しているのである。

このようにCは歌の位置づけと教訓歌が記されることが繰り返され、その末尾は、島津義弘の歌に続けて、斉興の和歌で締めくくられている。

### 【史料六】

維新戊戌十月一日即哥

帰朝セバいなりの神社再興シ尊敬いたし祭神をせよ

十月二日即哥

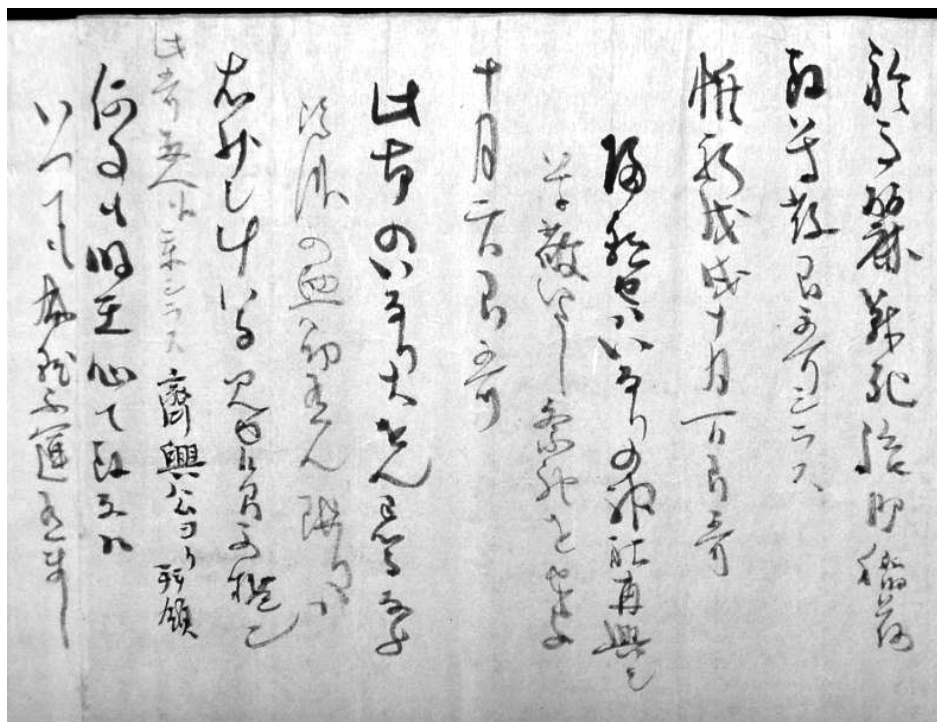
此節のいなり大をん忘るなよ島津の血脈有ん限りハ

右少し計いる□セ候間不□也

此歌兩人江□シラス 齊興公ヨリ拝領

何事も明王心で致なはいつても成就不運有まし

【写真五】 大法上古より御尊歌抜粹（表一のCの資料。末尾部分）



維新、つまり義弘が、戊戌の年である慶長三（二五九八）年十月一日に詠んだ歌として、稻荷神に対する信仰を説いている。この時、義弘は四川の戦いで大勝を挙げたが、その戦いの中で狐が出現し勝利に貢献したとされている。稻荷神社に祀るのが狐であるため、稻荷神社を再興すると約束したものと考えられる。

最後の歌の前書きには、「この歌は兩人へは知らさない」と書いてあるものと考えられる。この「兩人」とは、「起請文前書」に調所と一緒に虎巻大法を伝授された、二階堂八太夫行佐と橋口今彦兼古のことと考えられる。彼らには伝えず、調所にだけ伝えることで、斉興にとって調所が特別な存在であることを認識させようとしたものと考えられる。ただし、これは兩人にも調所と同じように、各人だけに伝えられた斉興の歌があったことは想像できる。

### (三) 玉里島津家資料の虎巻大法における教訓歌との比較

玉里島津家資料にある、斉興の御仏間道具在中の「教訓千歌集」と類似した歌が、調所家資料の資料Cには存在している。

「教訓千歌集」には、次の歌がある。

#### 【史料七】

国元二下向イタサハ三国ノ飢渴ノ者ニ慈救ヲイタセヨ

三国二下向イタサハマツ早ク生類苦惱ナタメ免セヨ

「三国」とは、先述の通り、島津氏の領国である薩隅日三国を指す。

人々の生活の安定を計ることを第一と心掛けよとの教訓である。

これに対し、調所家資料のCには以下の歌がある。

#### 【史料八】

国元に下向致さハ三国の生類苦惱なため免せよ

文字の順序を入れ替えれば、【史料七】の二首目とほぼ同じであることが分かる。このことから、「教訓千歌集」の精神が、調所家資料の教訓歌に反映されていることが分かる。逆に言えば、文字よりもその精神の伝授に重きが置かれたものと考えられる。

### まとめに代えて

ここまで調所家資料に残る、虎巻大法に関する資料を考察してきた。これまで玉里島津家に残された記録等から虎巻大法の伝授について研究がなされてきたが、調所家資料にも虎巻大法に関する伝授の資料が残されていたことが明らかになった。なお、調所の筆跡は独特の崩しをしており、また、文字も当て字をしている箇所が散見される。

島津斉興の密教関係資料は、大きな朱塗りの葛籠に収められていた。この葛籠には以下の貼り紙がある。

#### 【史料九】

昭和十六年八月一日、

神宮修祓ノ上、

田鶴子様御拝見被遊、

同時に河野通久・九良賀野幹・濱島基拝見を御許し目録を作る

この田鶴子様とは、玉里島津家二代・島津忠済の夫人で、昭和

十六（一九四一）年当時の三代・島津忠承の母である。夫が大正四

（一九一五）年に亡くなった後、その時十二歳だった忠承を支え、家を

守った女性である。

斉興の御仏間道具にある「極意一卷輿批」という史料には、以下の記述がある。

#### 【史料一〇】

（前略）

一偈又反知ス、是大法、右ニモ細ニ為知通、日本神国鎮護其一二ヶ条



之大法也。忝從清和天皇源祖經基へ次渡預置給大法也。依之源氏子々孫々長子へ无斷絶様、堅續渡事也。汝万一男子於无之、長女明細能可次渡置、然則源氏血筋長女之其長子、汝敵孫へ是大法修行續渡、堅固可為致修行事也、(以下略)

これによると、虎卷大法は源氏の子々孫々、長子に譲るべきだが、万一男子がない場合には、長女に譲り、その長子に伝えよ、と述べている。つまり、女性であつても一時的に虎卷大法を継承することが認められており、嫡男にこれを伝承することの重要性が説かれている。

「起請文前書」によると、久光は文政十三(一八三〇)年に三ヶ伝まで父・斉興から伝授を受けている。また、久光の記した「虎卷極意一卷書」によると、彼は、天保十三(一八四二)年に虎卷大法の極意をまとめていることから、久光自身は単に伝授されただけでなく、虎卷大法を修得していたことが伺われる。しかし、久光から明治十七(一八七四)年に嫡子となった忠濟へ、虎卷大法が伝授されたとの記録は、現在のところ確認できていない。

あくまでも可能性であるが、忠濟から忠承に代替わりした際、島津家の家伝や伝統を伝えることが充分になされなかった。そのため、女性である田鶴子が島津家で虎卷大法の伝承が行われていた事実を次世代に伝えるため、昭和十六年に御道具を改めた可能性も否定できないもの<sup>(9)</sup>と考える。今後の研究課題としたい。

なお、筆者の古文書の読解力が充分でない面もあり、解読できない文字があった。この箇所についても、今後の課題としたい。

この執筆に当たっては、鈴木彰・立教大学教授から多くの御示唆をいただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

#### (追記)

本稿は、平成二十四年三月十二日に行われた隼人文化研究会と斉興の会の合同研究会にて発表した内容を基に、加筆、修正したものである。

#### 註

(1) 栗林文夫「島津斉興の密教受法について」玉里島津家資料の「御仏間道具」について、「甦る島津の遺宝」かごしまの美とこころ」展示図録所収、「甦る島津の遺宝」実行委員会、二〇一〇年。また虎卷大法や教訓歌については、鈴木彰「島津斉興の自己認識と虎卷大法・教訓尊歌―歴史叙述としての『教訓千歌集』―」(隼人文化研究会・斉興の会合同研究会報告資料、二〇一二年)、同「薩摩藩における教訓歌受容史とその意義―島津忠良から島津斉興へ―」(同合同研究会報告資料、二〇一三年)も参照にした。

(2) 「常不止集一之下」(鹿兒島県史料 名越時敏史料三)所収。鹿兒島県、二〇一三年)には天保十二年二月二十八日の項に「一調所笑左衛門殿杯ハあれ程可致立身丈之処有之候、表坊主之時分より大工之事者大工之上手を呼委く被相尋、商売向之事ハ町人江委く聞、耕作之儀ハ百姓へくはしく被聞候故、上様より御尋有之時御返答能出来候よし、」とある。(なお、誤字と思われる字は修正した)。その結果、大坂商人の浜村孫兵衛の「調所さんの初て大坂に出玉ひたる時は何事も御存なく、一事を施さるに夫てよいか」と仰せられ、(中略)然るに今と成ては私共ではよつても付ませぬ、(「調所広郷履歴・事績概略」、鹿兒島県史料集第三十九集『薩摩藩天保改革関係資料一』所

収、鹿児島県立図書館、二〇〇〇年）と述べた言葉のように、大坂商人さえも舌を巻く経済施策を打ち出すことに繋がったと考えられる。

(3) 調所の財政改革のポイントは、まず①藩債五百万両を無利子、元本のみ二五〇年賦にすることで毎年の返済額を圧縮し、②黒糖や樟腦などの専売制の強化で藩の収入を拡大しつつ、③殖産興業で薩摩焼の保護など産業を育成し、④商業資本を活用して大坂などとの取引を進めたこと、などが挙げられる。詳細は芳即正『調所広郷』（人物叢書、吉川弘文館、一九八七年）参照。

(4) なお、広郷の死後、調所家は稲富姓に改姓させられている。これを調所家に対する第一次処罰と位置づけ、文久年間の処罰を第二次処罰とする研究がある（芳、前掲書）。しかし藩により姓を改めた例として、藩の西洋砲術指南の鳥居家がある。鳥居平七は、長崎の高島秋帆の砲術塾に入門し、藩の砲術を指導する立場になっていたが、秋帆が幕府の天保の改革で処罰されると、藩は鳥居の名を成田成右衛門正之と改めさせ、高島流の砲術も「御流儀砲術」と称するようになった。これは、高島秋帆の弟子であった鳥居（成田）に対する幕府の追及を避けるため、改姓させたものとみられる。調所家の稲富家への改姓も、広郷が幕府の追及を受けて自殺したことから考えると、藩への幕府の追及を避けるために改姓させたとの見方も可能となると、筆者は考えるものである。

なお、稲富家は、明治一〇年代に久光から「あれだけの功のある奴であるから舊幕の方には差支がないから」と、調所姓へ復することを勧められた。これを受けて稲富家の当主であった笑左衛門（広郷の孫）が復姓を県に届け出たところ、明治の戸籍制度が始まっていたこともあり、県令の渡辺千秋の許可が下りなかったという。この旨を笑左衛門が久光に報告したところ、久光が渡辺に手紙を出し、その上で再度復姓を申請するように勧めたた

め届け出た結果、調所姓への復姓の許可が下りた、と明治四〇（一九〇七）年に語っている。（「一調所広郷事歴」、『史談会速記録』第二八五輯、史談会、一九一七年）

(5) 「玉里島津家」の呼称は、西南戦争により久光が居住していた山下邸（鹿兒島城二之丸）が焼失し、一時仮住まいをした指宿の二月田温泉邸を経て、かつて父が建てた玉里邸を再建して居住して以降使われるようになったと考えられる。玉里島津家資料にある明治一〇年代の日誌類では、表紙に「分家島津家」の記載があることから、玉里邸に居住するようになった当初も、「玉里島津家」の呼称は用いていなかったと見られる。

(6) 栗林、前掲論文、前掲図録一五〇頁

(7) 芳、前掲書、三十〜三十一頁

(8) このことについて、筆者が研究集会で発表した際、原口泉・鹿児島県立図書館長から、「虎巻大法の伝授は、一種のイニシエーションとして捉えられるのではないか。」との御指摘をいただいた。今後の課題としたい。

(9) 清和源氏の初代とされる、源経基（？〜九六一年）のこと。『国史大辞典』（吉川弘文館、一九九二年）によると、父が清和天皇の第六皇子・貞純親王のため「六孫王」と号し、平将門や藤原純友の承平・天慶の乱の鎮圧に加わった。『尊卑分脈 第三篇』（『新訂増補 国史大系』第六十卷上、吉川弘文館、一九六一年）では鎮守府將軍になったとされるが、真偽は不明である。

(10) 筆者が玉里島津家の調査をする中で、生前の田鶴子を知る女性から聞き取りを行った。この方の話では、「久光公の一番のお気に入りだったそうでございます。気品のある御後室様でございます。」とのことであった。

（しんぶく だいけん、本館学芸専門員）